

厚生常任委員会

令和3年9月15日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫

○大森恒太郎

溝部真紀子

中川 靖広

小城 世督

濱 眞理子

伴 議 長

2. 理事者出席者

町 長

中西 和夫

副 町 長

乾 善亮

総 務 部 長

面卷 昭男

住 民 生 活 部 長

加藤 惠三

住 民 生 活 部 次 長

北 典子

健 康 対 策 課 長 補 佐

田口三十士

福 祉 課 長

中原 潤

同 課 長 補 佐

細川 友希

子 育 て 支 援 課 長

中尾 歩美

同 課 長 補 佐

西川美奈子

国 保 医 療 課 長

安藤 晴康

同 課 長 補 佐

市川 千晶

環 境 対 策 課 長

東浦 寿也

同 課 長 補 佐

乾 裕貴

住 民 課 長

関口 修

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長

佐谷 容子

同 係 長

吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、小城委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、中川委員、小城委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第26号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、議案第26号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

子育て支援課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一

部が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。諸記録の作成、保存等における電磁的記録に係る規定の新設であります。家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等による諸記録の作成、保存等のうち、書面で行うこととしているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとするものであります。

施行期日であります。公布の日から施行いたします。

以上、議案第26号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川委員。

中川委員 この家庭的保育事業者って斑鳩町でいうたら、どの業者やねんやろ。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 家庭的保育事業には、小規模保育所、事業所内保育事業などがありまして、町内では、小規模保育所ほうりゅうじが該当いたします。

中川委員 この条例改正が行われたら、その事業所には町のほうからこういう条例改正しましたよというような報告はしてあげるのかな。

子育て支援課長 こういった形で基準が変わりましたということは、ご説明を申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第26号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第27号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支
援課長

それでは、議案第27号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支
援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をご覧くださいませでしょうか。今回の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。諸記録の作成、保存等における電磁的記録に係る規定の新設であります。特定教育・保育施設等の業務負担軽減等を図る観点から、特定教育・保育施設等による諸記録の作成、保存等のうち、書面

で行うこととしているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとするものです。ただし、この規定により諸記録を提供しようとするときは、あらかじめ保護者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的記録による承諾を得なければならないことといたします。

施行期日であります。公布の日から施行いたします。

以上、議案第27号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川委員。

中川委員 さっきの議案第26号と、この27号の、「電磁的記録により行うことができることとします」の下、27号は但し書きがあるねんけど、この違いはなんですねやろ。

子育て支援課長 先ほど説明させていただきました、第26号の家庭的保育事業にかかるものにつきましては、設置するための基準条例ということになっておりまして、記録につきましては内部で保管するための記録となっております。

第27号の条例につきましては運営の基準となっております。保護者とのやり取りをする文書なども含まれますので、保護者とやり取りをする際には、保護者にこういった形で電磁的記録を用いますよということをあらかじめ説明しなければならないということになっております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第29号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第29号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について、ご説明申しあげます。

課長

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 今回の補正予算は、県支出金等の返還に係る補正予算が主なものであり、課長 歳入歳出それぞれ195万円を増額し、歳入歳出それぞれ31億8,895万円とするものであります。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明をいたします。

補正予算書の5ページをお開きください。まず歳入であります。第7款 諸収入、第2項 雑入、第6目 歳入欠かん補填収入であります。歳出の前年度繰上充用金の補正に伴う減額、及び今回の補正予算から生じた財源を、歳入欠かん補填収入で調整するものであり195万円の増額補正をお願いするものであります。続いて、6ページをお開きください。歳出であります。まず、第9款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 償還金であります。令和2年度特定健康診査等県負担金などの精算に伴う超過交付分の返還が生じたことから282万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第11款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金であります。執行額の確定に伴い87万円の減額補

正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りください。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第29号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第30号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第30号 令和3年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

はじめに、保険事業勘定であります。今回の補正予算の主な内容は、令和2年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金と、国及び県の負担金並びに支払基金からの交付金の精算に関するものなどで、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,553万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ27億1,693万5千円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、歳入予算でございます。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第4目 地域支援事業交付金（総合事業）で29万8千円の増額補正を、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 介護給付費交付金で59万5千円の増額補正を、第2目 地域支援事業交付金で40万3千円の増額補正を、第5款 県支出金、第2項 県補助金、第2目 地域支援事業交付金（総合事業）で18万6千円の増額補正をお願いしております。令和2年度の決算額の確定に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の精算により生じた不足額について、令和3年度で交付されることとなりますことから、その受け入れに係るものとして、増額の予算補正をお願いするものでございます。8ページをお願いいたします。第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、第6目 低所得者保険料軽減繰入金では令和2年度の低所得者保険料軽減負担金の確定により42万6千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金で、令和2年度の本特別会計の決算において、歳入額が歳出額を上回りましたことから、その差額8,362万7千円を令和3年度に繰り越すことについて、増額補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。続いて、歳出予算でございます。順序が逆になりますが、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金について説明をいたします。令和2年度の決算額の確定により、第1目 第1号被保険者保険料還付金で、還付すべき過年度分の保険料の見込額が確定いたしましたことから、これを還付するための経費として16万9千円の減額補正を、第2目 償還金では、令和2年度の決算額の確定に伴い介護給付費に係る国及び県の負担金について、また地域支援事業に係る国及び県の補助金について、それぞれ超過交付となりましたことから、これらを償還するための

経費として589万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、9ページ上段にあります第3款 基金積立金、第1項 基金積立金でございます。ただ今、ご説明申しあげました歳入と歳出の補正額において生じた差額7,980万9千円について、基金に積み立てるよう増額補正をお願いするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ53万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ923万2千円とするものであります。15ページをお開きいただけますでしょうか。歳入予算でございます。第2款 繰越金、第1項 繰越金で、令和2年度の執行額の確定に伴い、歳入額が歳出額を上回ったことから、その差額53万2千円の増額補正をお願いするものであります。16ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正であります。第3款 予備費、第1項 予備費では、今回の予算補正から生じた財源53万2千円の留保のための増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長 以上、議案第30号 令和3年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第31号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第31号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正
課長 予算(第1号)について、説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 今回の補正予算は、令和2年度会計からの繰越し、広域連合への納付等に
課長 関するものであり、歳入歳出それぞれ572万円を増額し、歳入歳出それぞれ4億9,072万円とするものであります。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明いたします。

補正予算書の5ページをお開きください。まず歳入でございます。第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金であります。令和2年度の決算余剰金の確定により、529万5千円の増額補正をお願いするものです。

次に、第6款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金であります。令和2年度中に払い戻した保険料のうち、広域連合からの保険料還付金について、受入未済金42万5千円の増額補正をお願いするものであります。

続いて、6ページをお開きください。歳出であります。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金であります。繰越する保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金572万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1 ページにお戻りください。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第31号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてのご説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告させていただきます。

ごみ処理広域化に関する合同勉強会についてであります。すでに報道でご存じのことかと思われませんが、勉強会に参加されておりました大和郡山市が、先週の9月7日、大和郡山市議会産業厚生委員会で勉強会を退会するという報告をされたところでございます。退会の理由といたしましては、新施

設建設予定地の地元自治会より、新施設建設には反対であり、勉強会を退会するよう大和郡山市に対し、退会の要望書の提出があり、大和郡山市として退会を決断したとの報告を、市議会産業厚生委員会後、大和郡山市の担当者より電話で報告を受けたところであります。

また、奈良市の担当者のほうからも本町に電話があり、大和郡山市の勉強会退会の報告と近日中に協議の場を持ちたいとの連絡がございました。

なお、協議日程については、現時点では未定でございます。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
小城委員。

小城委員 広域化の件なんですけど、もともと2市3町ぐらいあって、もともとの枠組みからだいぶ減ってきた中で、このまま続けていく、1市1町で広域化というのは果たして成り立つんですか。それで、補助金というのはしっかりとおりるんでしょうか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 この7日に大和郡山市さんが離脱されて、その後におきまして、先ほど課長のほうからも説明ございましたように、奈良市から今後の進め方についてまたお話をしたいということでございますので、まずそちらのお話を聞かせていただいて、今後どういうふうな方向で考えておられるのか、というのがまず確認なる必要がございます。その話をお聞きした上で斑鳩町としてどうすべきかというのはその内容を持ってまた検討のほうさせていただきたいと思っております。

小城委員 ありがとうございます。斑鳩町としてもしっかりと意見を述べていただいでですね、しっかりと前に進めていっていただければと思います。

委員長 中川委員。

中川委員 斑鳩町、郡山市、奈良市、やっただらずと地域的にもひとつになるのかなと思うねんけど、まん中の郡山市が抜けて奈良市と斑鳩町で共同ですというのは、物理的にも無理があるんちゃうかなと、今の時点でそのように思いますけど、部長もそう思いませんか。

住民生活部長 実施方法の名前の呼び方にもよるかと思います。おっしゃるとおり、隣接してない地域で広域化の名前はふさわしいのかというのはあると思います。ただ隣接していなくても、実際に自区内処理ということで、他団体に委託されることもございますので、そういったことも踏まえて検討させていただきたいと思います。

委員長 濱委員。

濱委員 奈良市ではダイオキシンなんかのことも含めて、とても急いではるというか、切羽詰まっている状況だと思うので、話の進め方とかいうのも、慎重にきちっとしていかないと、早く早くとやっぱり焦ってしているところに、一緒にはちょっとやっていけないかなという思いもあるので、よろしく願いします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第28号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第28号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、認可外保育施設等の利用児童数が当初見積りを上回ることから、子育てのための施設等利用給付交付金44万4千円の増額、第6節 介護保険低所得者保険料軽減負担金で、令和2年度の精算交付分21万3千円の増額をお願いするものであります。

8ページをお願いいたします。第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金の第1節 児童福祉費補助金で、学校法人斑鳩学苑による小規模保育所整備の支援にあたり、国の補助制度を活用することから、保育対策総合支援事業費補助金2,133万3千円の増額、第4節 老人福祉費補助金で、町内の認知症対応型共同生活介護事業者による非常用自家発電設備整備の支援にあたり、国の補助制度を活用することから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金252万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、第2節 児童福祉費負担金22万2千円の増額、第7節 介護保険低所得者保険料軽減負担金10万7千円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

10ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてであります。はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第3目 老人福祉費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました認知症対応型共同生活介護事業者による非常用自家発電設備整備を支援することから、地域介護・福祉空間整備等補助金252万6千円の増額をお願いするものであります。第5目 医療対策費では、第22節 償還金利息及び割引料で、令和2年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから1,166万1千円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第27節 繰出金で、歳入で申しあげた低所得者保険料軽減負担金の精算交付分として、介護保険事業特別会

計への繰出金42万6千円の増額をお願いするものであります。

11ページにお移りいただきまして、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました認可外保育施設等の利用児童数が当初見積りを上回ることから、保育料無償化補助金88万8千円の増額、第22節 償還金利子及び割引料で、令和2年度の子ども・子育て支援交付金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから664万1千円の増額をお願いするものであります。

第2目 保育園費では、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました学校法人斑鳩学苑による小規模保育所整備を支援することから、民間保育所施設整備費補助金2,400万円の増額をお願いするものであります。

以上、議案第28号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

議案第28号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）新型コロナウイルスワクチン接種について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活
部次長

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして健康対策課からご説明させていただきます。

斑鳩町におきましては、65歳以上の高齢者から順次ワクチン接種すすめるにあたり、令和3年5月15日（土）から集団接種を開始したところがございます。しかし、感染者の急激な増加がみられ、国においては7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種を速やかに終えるよう通知があり、本町におきましても、令和3年6月7日から7月7日までの12日間は、奈良県からの医療チームの派遣を受け、また、7月1日からは毎週木曜日に町医師

会の協力も得る中、目標の7月末までに、希望する高齢者の2回目接種を終えることができたところです。現在は、12歳以上の方を対象に、医療機関での個別接種と、毎週木曜、土曜、日曜日の集団接種をすすめております。

このワクチンの接種対象者は12歳以上であることから、12歳未満の方につきましては、12歳の誕生を迎える日の翌月に接種券を発送しております。また、妊婦につきましては、優先的に接種予約がとれるよう、妊娠届出時において、予定日が令和3年8月以降の方には個人通知をするとともに、個人通知以降は、妊娠届出の際に説明をしております。

接種状況につきましては表のとおりとなっております。この接種状況は、9月7日現在のワクチン接種記録システムによる数値となっております。接種対象者には、大規模接種会場や職域接種等の接種者及び医療従事者等を含んでおります。次に、裏面をご覧ください。現在のワクチン供給量や接種状況等から、集団接種を10月中に終了する見通しであり、1回目接種の終了予定日を10月10日としております。そこで、集団接種を希望される方は9月末までにお申し込みをお願いするよう、9月15日の広報お知らせ版にチラシの挟み込みを行ったところです。集団接種終了後は、個別接種の実施医療機関にて、引き続き接種をしていただけます。

また、新型コロナウイルスワクチンの4回接種の事案が発生いたしましたので、昨日報道発表させていただきました。町内在住の医療従事者の50歳代男性が、他府県において5月及び6月に医療従事者優先枠で2回接種を受けたのち、町の集団接種会場において一般枠として7月及び8月に2回接種を受け、計4回のワクチン接種を受けたことが判明いたしました。一般枠での接種時において、予診票及び予診時に初回接種である虚偽の申告があり、また、ワクチン接種記録システムにも接種記録がなかったことから、この事案を防ぐことができませんでした。

今後につきましては、予診票確認において、接種回数の記載確認と本人への聞き取りを徹底してまいりたいと考えております。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

中川委員。

中川委員 予診票っていうのは自分で書き入れるから、そんな常識のないことはできんことないと思うけど、接種券、他府県で受けるのにも、斑鳩町でいただく接種券を持ってきてくれって言われたというふうに聞いてんけどね、接種券というのは自分で持っているやつ1枚で、他府県の集団であろうが、町内であろうが一緒なんちがうの。そこらちょっと教えてもらえますか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 今、町のほうから発行しております接種券につきましては、他府県のほかの医療機関で接種される場合につきましても、その接種券を持って行っていただいて、受けていただくようにはなりませんけども、その場合の県外で受ける場合の届け出をしていただかないといけないようになります。

中川委員 その斑鳩町でいただいた接種券を他府県へ持って行って、接種2回されているということやね、今の事案は。違うん。

住民生活部次長 今回の事案につきましては、町の接種券を発送する前に、医療従事者が優先的に接種するというので、医療従事者のそういった方々が受けられる場合は、例えば他府県等の医療機関のほうから、そういう接種券付きの予診票というのが発行されますので、それをもって接種されているという形になります。

中川委員 ほんならもう対象者っていうんか、12歳以上の人に皆接種券出しているということは、もう起こりえない、起こるはずがないやんね、今後。
他府県で打っても、その接種券を持っていくねんから、起こることは考えられないと思うねんけど。

住民生活部次長 他府県で受けられた方の接種の記録というのが、国のシステム上のこともありまして、この記録というのが2か月から約3か月ぐらいたって町のほう

に戻ってくるようになります。そのあたりのタイムラグがありますので、今回につきましても、その期間の間に町のほうで接種のほうを予約されて、受けているということになりますので、町としても接種の間の接種の記録を確認するすべがないので、まだもしかするとそのタイムラグの間に受けられている方がいらっしゃった場合はこちらで把握しきれないところがございます。

中川委員　私が聞いているのはね、接種券を対象者全部に送付してるねんから、その接種券を持って他府県で受けたら接種券にチェックが入るから、町内でまたダブって受けるということはできないでしょうねって聞いている。

委員長　加藤住民生活部長。

住民生活部長　当初、お送りさせていただいている接種券だけで限って言いますと、そういったことは起こらない可能性は高いんですけども、例えば、よそで打たれて、接種券を紛失して改めて再発行を依頼された場合、そういった虚偽も含めることがあるとすれば、そういった事案が発生するという可能性はまだあるというふうに考えております。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長　ないようですので、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。　濱委員。

濱委員 全国での最低賃金というのは、改定をされて何もなかったら10月からスタートというふうに聞いているんですけども、シルバー人材センターの方に対して、給料で、賃金ではないけども、町からの委託している事業の人件費に当たるところっていうのを最低賃金は保障してほしいというような申し入れとか、また議会の中でも委員会でお話をお伺いしたりとか、そういうところもありまして、少し前進をしたというところもありますけども、この最低賃金が28円やったかな、ですけども、それが上がるということについてはぜひとも、今後ともその辺のところ、またご配慮いただきたいと思って、お願いいたします。

委員長 要望でいいですか。

濱委員 要望で、はい。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時48分 閉会)